

文教科学委員会

委員一覧 (20名)

委員長	荒井 正吾 (自民)	神取 忍 (自民)	広中 和歌子 (民主)
理事	大仁田 厚 (自民)	小泉 顕雄 (自民)	水岡 俊一 (民主)
理事	北岡 秀二 (自民)	中川 義雄 (自民)	柳澤 光美 (民主)
理事	佐藤 泰介 (民主)	中曽根 弘文 (自民)	山本 香苗 (公明)
理事	蓮 舫 (民主)	水落 敏栄 (自民)	鱒淵 洋子 (公明)
	有村 治子 (自民)	鈴木 寛 (民主)	井上 哲士 (共産)
	荻原 健司 (自民)	西岡 武夫 (民主)	(18.10.17 現在)

文教科学

(1) 審議概観

第165回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出1件であり、可決した。

また、本委員会付託の請願8種類51件のうち、1種類25件を採択した。

〔法律案の審査〕

著作権法の一部を改正する法律案は、委員会において、通信・放送技術の進展に伴う今後の著作権法改正の見通し、「放送」の概念が拡大することによる弊害、日本発のデジタルコンテンツの流通促進の必要性、産業財産権法と合わせて著作権等侵害に対する個人罰則を引き上げることの妥当性、平成18年末に開始予定のIPマルチキャスト放送による放送の同時再送信と本法律案の関係等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

10月24日、伊吹文部科学大臣から、就任に当たっての見解を聴取した。

10月26日、北海道滝川市におけるいじめ自殺事件の真相解明、いじめを原因とする自殺が7年連続0人とした文部科学省調査の課題、教員免許更新制導入と人材確保法改廃に係る懸念、いじめ対策に数値目標を設定する問題点、放課後子どもプラン導入の在り方、格差を生まない教育費の支援策、子どもの読書活動推進に対する取組、学校選択制が地域と学校の連携に及ぼす影響等について質疑を行った。

11月7日、いじめ問題及び高等学校の履修科目不足に関する実情調査のため、滝川市教育委員会等を視察した。

11月9日、いじめ問題及び高等学校の履修科目不足に関する実情調査のための視察について、視察委員から報告を聴取した。

また、同日、文部科学大臣あていじめ自殺予告文書への文部科学省の対応、教員の指導力不足・教育関係者全般の子どもに対する感度の悪さに対する懸念、センター試

験抜本的見直しの要望、教員OBによる教員へのサポート体制及び地域の相談窓口の提案、いじめの定義見直しの必要性等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成18年10月17日(火)(第1回)

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査を行うことを決定した。

○平成18年10月24日(火)(第2回)

- 理事の補欠選任を行った。

○平成18年10月26日(木)(第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 北海道滝川市におけるいじめ自殺事件の真相解明に関する件、文部科学省発表のいじめを原因とした自殺者数の調査方法に関する件、教員免許更新制の諸課題に関する件、いじめ対策に数値目標を設定する問題点に関する件、放課後子どもプランの制度創設に関する件、子どもの読書活動推進への取組に関する件、学校選択制と地域の教育力に関する件等について伊吹文部科学大臣、水野法務副大臣、池坊文部科学副大臣、小淵文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕中川義雄君(自民)、大仁田厚君(自民)、佐藤泰介君(民主)、蓮舫君(民主)、山本香苗君(公明)、鰐淵洋子君(公明)、井上哲士君(共産)

○平成18年11月9日(木)(第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- いじめ問題及び高等学校の履修科目不足に関する件について委員から報告を聴いた。
- いじめ問題に関する件、高等学校の履修科目不足に関する件等について伊吹文部科学大臣、池坊文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕中川義雄君(自民)、蓮舫君(民主)、水岡俊一君(民主)、鰐淵洋子君(公明)、井上哲士君(共産)

○平成18年12月12日(火)(第5回)

- 著作権法の一部を改正する法律案(閣法第12号)(衆議院送付)について伊吹文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成18年12月14日(木)(第6回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 著作権法の一部を改正する法律案(閣法第12号)(衆議院送付)について伊吹文部科学大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕鈴木寛君(民主)、井上哲士君(共産)

(閣法第12号)賛成会派 自民、民主、公明

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

- 請願第743号外24件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第180号外25件を審査した。
- 教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 議案の要旨・附帯決議

○ 成立した議案

著作権法の一部を改正する法律案(閣法第12号)

【要旨】

本法律案は、著作物等の公正な利用を図るとともに著作権等の適切な保護に資するため、放送される実演及びレコードの送信可能化、視覚障害者に対する録音図書の送信、特許審査等の行政手続のために必要な複製等をより円滑に行えるようにするための措置等を講ずるとともに、著作権等を侵害する行為によって作成された物を情を知って業として輸出する行為等を著作権等の侵害行為とみなすこととし、あわせて著作権等の侵害に対する刑事罰を強化しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、放送の同時再送信に係る制度の見直し

- 1 放送される著作物等は、非営利かつ無料の場合には、専ら当該放送に係る放送対象地域において受信されることを目的として、自動公衆送信することができることとする。
- 2 放送される実演を有線放送した有線放送事業者は、実演家に報酬を支払わなければならないこととする。
- 3 商業用レコードを用いた放送又は有線放送を受信して放送又は有線放送を行った放送事業者等は、実演家又はレコード製作者に二次使用料を支払わなければならないこととする。
- 4 放送される実演又はレコードは、専ら当該放送に係る放送対象地域において受信されることを目的として、送信可能化することができることとするとともに、当該送信可能化を行う者は、実演家又はレコード製作者に補償金を支払わなければならないこととする。

二、情報化等に対応した定義の見直し及び権利制限の拡大

- 1 同一構内の無線通信設備による送信について、公衆送信の範囲から除外すること。
- 2 視覚障害者情報提供施設等は、公表された著作物について、専ら視覚障害者の用に供するために、録音図書を用いて自動公衆送信することができることとする。
- 3 著作物は、特許や薬事等に関する審査等の手続のために必要と認められる場合には、その必要と認められる限度において、複製することができることとする。

4 記録媒体を内蔵する機器の記録媒体に記録されている著作物は、必要と認められる限度における保守若しくは修理又は当該機器の欠陥等による交換のため、一時的に複製することができることとする。

三、著作権等の侵害とみなす行為の見直し

著作権等を侵害する行為によって作成された物を、情を知って業として輸出し又は輸出目的で所持する行為を侵害とみなす行為とすること。

四、罰則の見直し

1 著作権、出版権及び著作隣接権の侵害に係る刑事罰について、懲役刑及び罰金刑の上限を引き上げるとともに、法人処罰に係る罰金刑の上限を引き上げること。

2 秘密保持命令違反に係る刑事罰について、法人処罰に係る罰金刑の上限を引き上げること。

五、施行期日等

1 この法律は、平成19年7月1日から施行すること。ただし、一の4については公布の日から起算して20日を経過した日から施行すること。

2 この法律の施行に伴う所要の経過措置について規定すること。

【附帯決議】

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、IPマルチキャスト放送（電気通信役務利用放送法に基づくIPマルチキャスト技術を用いた有線電気通信の送信）が、著作物等の利用形態としては、著作権法に規定する有線放送とほぼ同様であることにかんがみ、事業者が自ら番組を調達して放送する「自主放送」の著作権法上の位置付けについても、速やかに検討を進めること。

二、地上デジタル放送への全面移行に向け、その補完路として、IPマルチキャスト放送による放送の同時再送信の円滑な実現を図るため、一定の範囲において、実演家等の権利を制限するという本法の趣旨にかんがみ、技術の進展に伴い、IPマルチキャスト放送以外の手段により、原放送の放送対象地域に限定したインターネット送信等を行うことが可能となった場合には、その実態を踏まえ、速やかに検討を行うこと。

三、近年のIPネットワーク技術の進歩による伝送経路の多様化にかんがみ、著作権法に規定する放送、有線放送及び自動公衆送信については、現在の伝送経路等による区分を見直し、伝送経路の多様化に対応した包括的な規定に改めることを含め、速やかに検討を進めること。なお、検討に当たっては、著作者等の権利保護に十分配慮するとともに、強い社会的影響力を持つ放送の特性や放送法制に基づく許認可制度の意義に留意すること。

四、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律第3条に規定する基本理念にのっとり、デジタル情報の特性を生かしたコンテンツの二次利用が促進されるよう、著作権処理の円滑化を図ること。

五、著作物のデジタル情報化に伴い、障害者等が比較的容易に著作物を利用できる技術が徐々に整いつつある現状にかんがみ、高齢者や障害者等による著作物の利用を促進する

という観点から、更に検討を進めるとともに、視覚障害者への拡大教科書の一層の普及充実を図ること。

六、特許審査及び薬事行政手続等において作成された複製物が、関係手続以外で利用されないことがないよう、十分に配慮すること。

右決議する。